



2016 ~ 2017 年度
R I テーマ

Rotary Serving Humanity 人類に奉仕するロータリー

国際ロータリー会長 ジョン F. ジャーム (国籍・アメリカ)

2720 地区

別府中央ロータリークラブ



例会日 火曜日 12 時 30 分
ところ 別府亀の井ホテル 〒874-0936 別府市中央町5-17
TEL (0977) 22-3301 FAX 21-1232
事務所 別府市西野口町1番1号 青山通りビル 3F
〒874-0931 TEL (0977) 23-9000
FAX (0977) 23-9019
<http://www.beppu4rc.jp/chuo/>
E-mail:info@beppu4rc.jp

理事	梶原 和朗	理事	近藤 賢司	役員	会長	梶原 和朗	S A A	平野 教康
〃	佐々木久宜	〃	村津 忠久	副会長	副会長	佐々木久宜	直前会長	平野 教康
〃	平野 英壽	〃	後藤 隆	幹事	幹事	梅津 圭二		
〃	亀井 孝	〃	森園 伸也	会計	会計	土谷 昌志		

VOL. 29 - 30
2017 年 2 月 14 日

第 1314 回 例会

会報委員長 森 宗明

◆点 鐘 12 : 30

◆R S 手に手つないで

◆唱 歌 雪山讃歌

会長の時間

会長 梶原 和朗

みなさんこんにちは。
会長の梶原です。

ロータリーの友2月号の10ページに掲載されていた記事からお話します。

みなさん、クラブ同士の合併が行われていることを知っていますか？

当クラブがある2720地区でも2010年5月27日に熊本東RCと熊本菊陽RCが合併しました。

記事によると菊陽RCは当時会員数が7名まで減少し財政的、人的にもクラブの運営が困難な状態にあったみたいです。

パストガバナーの強い反対もあり親クラブでもある熊本東RCと合併の道を取りました。

私の意見ですが、むやみにクラブを増やすのではなく今あるクラブで運営していくのがいいのではないかと思います。

◆出席報告

委員 木村きぬる

本日 の 出 席	会 員 総 数	26 名
	出 席 者	16 名
	事前メイクアップ	0 名
	理 事 会 承 認	0 名
	出 席 免 除	4 名
前 々 回 の 訂 正 1/31	欠 席 数	6 名
	出 席 率	72.73 %
	出 席 率	59.09 %
	事後メイクアップ	0 名
	理 事 会 承 認	0 名
	出 席 免 除	4 名
	修 正 出 席 率	68.64 %

連 続	一 回	
通 算	750 回	100 %

・メイクアップ

事前

事後

欠席 後藤、堀、森園、中尾、大島、津末
理事会承認

出席免除 溝部、河村、平野(英)、衛藤

当クラブも会員数が減少しているので若い会員を増やし色々な活動を積極的に行えるクラブにしていきたいと思います。

最後に当クラブは何があっても合併だけはしたくないと思います。



幹事報告

梅津 圭二

—平和と紛争予防／紛争解決月間—

皆 勤 森園 伸也会員（2月12日=9年）
中尾 誠会員（2月12日=9年）

1. 本日の卓話

「会員卓話」西馬良和会員

6. 例会変更のお知らせ

別府RC 2月17日（金）の例会は、ボウリング家族例会の為 2月18日（土）15：00～スギノイボウルに日時・場所変更

2. 第5回臨時理事・役員会報告

（平成29年2月7日（火）11：30～

亀の井ホテル例会場 6名）

別府中央RC 2月21日（火）の例会は夜例会の為 同日18：30～場所未定に時間・場所変更

大分1985RC 2月27日（月）の例会は、クラブ内研修会の為 同日12：30～コンパルホールに場所変更

中津中央RC 2月28日（火）の例会は、夜間例会の為 同日18：30～グランプラザ中津ホテルに時間変更

審議事項

1) 楠町火災 お見舞いの件。

クラブ（親睦）より、鳴海淳郎会員、後藤隆会員、衛藤秀子会員へ各3万円のお見舞い金。

3. 本日、例会終了後～亀の井ホテル例会場に於いて「第8回定例理事・役員会」を開催致します。

4. 2017～2018年度 地区研修・協議会 開催日程のご案内

開催日 平成29年4月9日（日）

9：00登録開始 10：00点鐘

会場 熊本学園大学（熊本市中央区大江2丁目5-1）

*大学には駐車場がありません。近隣の駐車場をご利用ください。

隣接する県立劇場の駐車場は利用可能（有料）

ホストクラブ 熊本城東ロータリークラブ

出席義務者（2017～2018年度での名称）

ガバナー補佐・地区研修委員会・地区部門長・地区委員長・地区委員・クラブ会長・幹事・会長エレクト・該当分科会委員長もしくは委員

5. お祝い

配偶者誕生日 平野なるみ会員（2月15日）

※ご自宅にお花が届きます。

7. 次週例会の予定

「未定」

※21日（火）の例会を20日（月）18：30～に変更し開催いたします。

8. 本日の回覧

① 中津中央／宇佐RC 週報

② 「別府中央RC親睦ゴルフコンペ」出・欠席

③ 「大分第3グループIM」出・欠席

④ 「別府市近隣7RC合同親睦ゴルフ大会」出・欠席

⑤ 「2017-2018年度版ロータリー手帳」購入希望

9. 本日の配布

① 週報No.1312

② ガバナー月信vol.08



御 礼

鳴海 淳郎

先日5日、午後7時過ぎに発生しました当楠町13番の火災に際しましては、各方面よりお見舞いの挨拶をいただきましたが、当別府中央RC梶原会長には態々見舞いにお出でいただき、厚く感謝しております。お陰さまにて類焼を免れることが出来て感謝しております。

スマイルボックス

委員長 高宮 勝美

○森会員

“オレのゆびスマホも部下も動かせず”（サラリーマン川柳より）

○村津会員

3月25日(土)の地区大会の時に出演するロータリーコールの練習が昨夜から始まりました。演奏の成功を祈念してスマイル。

○平野(教)会員

新しく社員が入社し、会社が活気づいてきました。これもひとえに別府中央ロータリークラブのおかげです。皆様に感謝をこめて！

○高宮会員

寒さ厳しい中、多くの事件事故が多発しています。お互い気を引き締めて生活しましょう。

会報委員会から・・・

皆さまご周知の四つのテストについて、今後紙面の埋め草も兼ねてシリーズでお届けします。

四つのテスト

言行はこれに照らしてから

1. 真実か どうか
2. みんなに公平か
3. 好意と友情を深めるか
4. みんなのためになるか どうか

THE 4-WAY TEST

Of the things we think, say or do

1. Is it the TRUTH?
2. Is it FAIR to all concerned?
3. Will it build GOODWILL and BETTER FRIENDSHIPS?
4. Will it be BENEFICIAL to all concerned?

卓 話

西馬 良和

うまい話

テーマ「毎月固定の残業手当が付いている場合は、それ以上の残業代って貰えないの？」



結論 毎月の給料に固定の残業手当が付いていたと

しても、残業手当分を超える残業をしたような場合は、原則として、残業手当を超える差額分を残業代として会社に請求できる。

残業代を計算する方法は、まず時給を計算します。具体的には基本給を所定労働時間で割ります。たとえば一か月の給料を20万円とします。1日8時間労働で一か月160時間が所定労働時間だとすると、20万円÷160時間をします。そうすると、自分の時給は1250円だということが分かります。

一日8時間を超える労働時間には25%増しの時間外割増賃金を支払わなければならないということが労働基準法第37条で決められています。そのため、先ほどの計算で時給計算が1250円の人であれば、残業代として一時間あたり25%増しの1562円を追加で請求することができます。

こうやって自分の残業時間と残業代を計算してみて、固定の残業手当を超えるような場合は、その超えた差額を会社に更に請求することができます。

もともと、残業代の請求は2年で消滅時効にかかってしまうので、今から過去2年分しか残業代は請求はできません。

それと、もし、会社との間で固定残業代を超える残業代についてはあらかじめ請求しない、放棄する、ということが双方の自由な意思に基づいて取り決められているような場合は残業代を請求できない場合もあります。

自分のケースがどうなるのか良く分からない場合は一度法律の専門家である弁護士に相談をしてみるのも良いかもしれません。



テーマ「上司が部下を飲み会に誘うとパワハラになるのかどうか」について

結論 上司が部下を強制的に飲み会に誘うとパワハラになる可能性があります。

そもそも職場のパワーハラスメントとは何かについて、厚生労働省によって定義されています。職場のパワハラとは、「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」をいいます。

ある研究者の調査によると、人が一番楽しくないと感じるのは「上司と一緒にいる時間」という調査結果があって、友達と一緒にいる時間と比べて上司と一緒にいる時間は2倍～4倍不快に感じるということです。

せっかく部下と親交を深めたいと思って飲み会を企画した上司の立場からするとちょっと残念な結果なのですが、やはり部下が嫌がっているにもかかわらず飲み会の参加を強制すれば、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるとして、パワハラに該当する可能性が出てきます。

そうは言っても、職場での上司と部下のコミュニケーションはとても大切です。ただ、部下が飲み会を嫌がっている場合は、いきなり飲み会を企画するのではなくて、まずは職場での挨拶や挨拶に加えた一言二言の声掛けを積み重ねて行って、徐々に部下との距離を縮めていくということをされると良いかもしれません。

テーマ「売れ残ったクリスマスケーキや年賀ハガキ、バレンタインチョコなどを店員に自腹で購入させることを強要することは違法かどうか」について

結論 店員さんに売れ残ったクリスマスケーキなどを自腹で購入させることを強要させれば、これは違法になります。

販売ノルマを達成できなければ自腹で購入させるという被害が近年多発していますが、そもそもどこまでが適法でどこからが違法になるのかを整理

をしたいと思います。

まず、ノルマを店員さんに課すことは違法ではありません。本来、ノルマとは「仕事量の割り当て」という意味なので、法律は「仕事量の割り当て」、ノルマを課すことは禁止していません。たとえば、「ケーキを三つ販売してください」と指示するのは合法です。また、ノルマを達成したら時給〇〇円アップなどとインセンティブをつけることも特に問題はありません。

ただし、ノルマを達成できなければペナルティを課すということになれば、当然違法になるおそれがあります。ペナルティには三つの典型的なパターンがあります。①商品の自腹購入、②罰金、③賃金カット・タダ働きの三つです。

まず、①商品の自腹購入ですが、法律は必ずしも自腹購入を全面的に禁止している訳ではありません。例えば、コンビニの勤務後に、喉が渴いて、その店で店員さんがジュースを買ったとしても何も問題はありません。問題なのは、自腹購入を「強要」した場合です。例えば、上司が「買え」と命令するケースや、「買わないとクビ」「買わないとシフトを減らす」などと言われているケースでは、自腹購入の「強要」にあたる可能性があります。このような場合は、証拠があれば後から代金を返すように要求することができます。

次に、②罰金ですが、これは法律で厳しく規制されているので、ノルマ未達成を理由に「罰金」を支払わせることは、違法になる可能性が非常に高いと思います。

そして、③賃金カット・タダ働きについても、当然に違法になります。労働基準法では、賃金はその全額を支払う必要があると定められているので、ノルマを達成できなかったからといって、働いた分の賃金をカットすることや、タダ働きを命じることは絶対に許されません。

ノルマを課すこと自体は何ら問題ありませんが、ノルマが達成できなかったからと言ってペナルティを課すということになればやはり違法になる可能性があると思います。